

社会福祉法人長野県社会福祉協議会倫理・コンプライアンス規程

(基本的人権の尊重)

第1条 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、すべての人の基本的人権を尊重するとともに、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第2条 役職員及び評議員は、法令、本会定款及び本会が定める規程等を遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実に職務を遂行し、適正に事業を運営しなければならない。

2 本会は、反社会的勢力との一切の取引を行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第3条 役職員及び評議員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第4条 役職員及び評議員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(利益相反等の防止)

第5条 本会は、利益相反を防止するとともに、本会定款に定める役職員資格の確認に努め、本会情報公開規程に基づき必要な情報の開示を行わなければならない。

2 本会は、利益相反防止のため、役職員及び評議員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

3 助成事業等の実施にあたっては、役職員及び評議員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないよう留意しなければならない。

4 助成事業等の実施にあたっては、審査委員会等を設け、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反等を防止しなければならない。ただし、行政機関等の助成事業等で助成金を拠出する活動団体との間に明らかに利益相反等が認められない場合は、この限りでない。

5 役職員及び評議員は、助成金を拠出する活動団体から金銭、物品又はこれらに類する贈与、便宜等を受けてはならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 本会は、個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期

さなければならない。

(コンプライアンス)

第8条 本会に、次に掲げるコンプライアンスに関する組織を置く。

(1) コンプライアンス担当理事

(2) コンプライアンス委員会

(3) コンプライアンス担当職員

2 コンプライアンス担当理事は、本会常務理事とする。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、理事会において定期的に状況を報告する。

4 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事、本会事務局長及び外部有識者を委員として構成し、本会のコンプライアンスに関わる施策の検討及び実施並びに違反事例への対応を行う。

5 コンプライアンス担当職員は、総務企画部長とする。

6 コンプライアンス担当職員は、コンプライアンス担当理事の指示により関連施策を実施し、コンプライアンスに関わる事項を定期的又は必要に応じコンプライアンス担当理事に報告する。

7 コンプライアンスに関する組織は、コンプライアンスに違反する事例が発生した場合、原因究明及び再発防止策の策定、違反に関わった者の厳格な処分並びにこれらの内容の公表を行う。

8 コンプライアンスに関する組織は、役職員の倫理・コンプライアンス意識の醸成及び定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員の研修及び啓発活動を実施し、周知の徹底を図るものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。